

公益社団法人全国学校図書館協議会
役員報酬及び退職慰労金等に関する規程

第1条 この規程は、定款第32条の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第4号）第89条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定により、妥当性と透明性の確保を図り、役員報酬、退職慰労金及び費用に関し必要なことを定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところにある。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 常勤役員には、報酬等を職務執行の対価として、別表1に定める役員給与表に基づき支給することができる。

- 2 前項の基本給の号俸の決定は、経験年数等を斟酌し、理事会の承認を得て理事長が行うものとする。
- 3 常勤役員に対して支給する報酬等は、報酬、賞与及び退職慰労金とする。
- 4 常勤役員には、前項の報酬等の他、役職手当、調整手当、住宅手当、扶養手当、通勤手当を支給することができる。
- 5 前項の諸手当は、この法人の職員の賃金規定を適用し、それぞれの支給要件に該当する役員に対して支給する。

第4条 非常勤理事に対して、本法人より、講師を委嘱した場合には、別表2の基準に基づき、講師謝金を支給することができる。

第5条 役員報酬は、前月1日から起算し、前月末日に締め切って計算し、当月の20日に支給する。ただし、支払い日が休日の場合は、順次前日に繰り上げて支給する。

- 2 1か月に満たない役員報酬は、日割り計算で行うものとする。
- 3 報酬等は、原則として指定された預金口座への振込により支給する。ただし、本人が申し出た場合は通貨をもって本人に支給することができる。

第6条 昇給は、基本給について行い、在任期間1年毎に1号俸昇給するものとする。ただし、この法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限り

ではない。

- 2 職員から、引き続いて常勤役員になった場合においては、職員時の最終昇給後の期間は、前項の在任期間に含むものとする。
- 3 最高号俸を超える昇給は停止する。
- 4 満 60 歳に達した日以降の昇給は停止する。

第 7 条 賞与は、原則として賞与の算定期間（毎年 12 月 1 日から 5 月 31 日及び 6 月 1 日から 11 月 30 日）に在籍し、賞与の支給日に在籍する役員に対し、この法人の業績等を勘案して 6 月 30 日及び 12 月 15 日に支給する。ただし、算定期間内に休職等で算定期間に満たない場合は、日割り計算により、満たない日数分の金額を賞与から控除するものとする。

- 2 賞与は原則として、6 月に基本給の 2 か月分を、12 月に 2 か月分を支給する。ただし、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日及び支給額を変更し、又は支給しないことがある。
- 3 支給額については前項の基準に基づき、理事会の承認を経て理事長が定める。

第 8 条 退職慰労金は、この法人の常勤役員が退職した場合、本人に支給する。

- 2 本人に職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為等が認められた場合は、退職慰労金を支給しない。ただし、事情により支給額を減額して支給することができる。

第 9 条 役員の退職慰労金は、退任時の基本給にこの法人の職員退職金規程第 2 条 1 項の規定を準用し算出した額とする。

- 2 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間は、役員となった日の属する翌月から起算し、退任した日の属する月までの継続した月数とし、1 年未満の月数の勤続期間は月割り計算とする。
- 3 職員から引き続いて常勤役員となった場合においては、職員として引き続き勤務した期間は、前項の勤続期間に含むものとする。ただし、その者が職員の退職時に退職慰労金を受領している場合、職員として引き続き勤務した期間は、前項の勤続期間に含まないものとする。

第 10 条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第 11 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第 12 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

別表 1

常勤役員基本給

号 給	基本給 (円)
1	372,500
2	384,400
3	396,700
4	409,100
5	421,600
6	434,200
7	447,200
8	460,600
9	472,300
10	482,400
11	492,300
12	499,200
13	505,700
14	511,200
15	515,900
16	519,100
17	522,200
18	525,300
19	528,400
20	531,300

別表 2

講師謝金	30分～1時間未満	2万円
	1時間以上3時間未満	4万円
	3時間以上6時間未満	6万円
	6時間以上	7万円

※拘束時間を含める。